

「特別アドバイザー相談事業」募集について

この事業は、地域スポーツクラブの活動及び設立の支援を目的とし、地域スポーツクラブや区市町村等の抱える課題に対して、公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団が依頼した各分野の専門家を特別アドバイザーとして派遣し、相談に応じることで地域スポーツクラブの課題解決に資するものです。

1 対象団体

本事業の対象となる団体は、以下の団体とします。

- (1) 東京都内地域スポーツクラブ
- (2) 区市町村
- (3) その他東京都広域スポーツセンターが認める団体

2 相談内容

本事業の対象となる相談は以下の内容で、かつ専門家による対応が必要なものです。

なお、特別アドバイザーは対象団体の相談に応じ、助言することが目的であり、現実の課題解決は対象団体自らが行うものとします。

- (1) 地域スポーツクラブの運営や経営等の課題解決のための相談
- (2) 地域スポーツクラブの設立のための相談

3 特別アドバイザーの種類

特別アドバイザーは、以下の専門家とします。

- (1) 弁護士
- (2) 税理士
- (3) 行政書士
- (4) 学識経験者
- (5) その他、事業団が必要と判断した専門家

4 相談の回数

特別アドバイザーへの相談は、原則として1クラブ1回とします。

5 相談完了期限

令和5年3月15日までに特別アドバイザーへの相談が完了するものを対象とします。

6 実施要領

本事業は「令和4年度 東京都広域スポーツセンター『特別アドバイザー相談事業』の流れ」に沿って実施します。

また、申請を希望する団体は、「令和4年度 東京都広域スポーツセンター『特別アドバイザー相談事業』申請書」に必要事項を記入し、事業団宛に申請してください。

なお、本事業は、地域スポーツクラブの活動や設立が円滑かつ適正に行われるよう、特別アドバイザーが助言するもので、対象団体が解決に当たって生じる問題については、事業団は法的責任を負うものではありません。

7 個人情報の取扱いについて

個人情報保護管理者 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 事務局長

- (1) 申請書にご記入いただきました個人情報は、ご案内等の連絡の実施、サービス提供及び本事業を円滑かつ安全に運営にするために利用いたします。

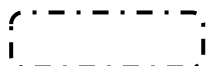
- (2) お預かりした個人情報とは本事業を共同して行う特別アドバイザーと共同利用することがあります。当センターと特別アドバイザー間での個人情報の授受は、記録が残るような安全な形式で行っております。
- (3) 個人情報の開示、訂正、削除等についてご質問・ご相談のある方は、相談窓口（03-6380-4955）までお問い合わせください。
- (4) 個人情報をご提供いただくことはご利用者様の任意ですが、ご提供いただけない場合は、(1)に掲げる利用目的が遂行できない場合がございます。

令和4年度 東京都広域スポーツセンター

「特別アドバイザー相談事業」の流れ



：地域スポーツクラブ等（対象団体）が実施



：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が実施

申請

「令和4年度 東京都広域スポーツセンター『特別アドバイザー相談事業』申請書」を作成し、事業団宛にご提出ください。

申請書等は「地域スポーツクラブサポートネット」からダウンロードできます。

申請内容について、必要に応じて事業団が電話等により聞き取りを行います。

審査・実施決定・特別アドバイザー選任

審査の上、実施事業及び特別アドバイザーを決定し、地域スポーツクラブ等宛に文書により通知します。

相談日当日は特別アドバイザーが直接会場に行きますので、詳細な御案内及び相談内容の確認等の事前打合せをしていただきます。

相談実施

地域スポーツクラブ等が特別アドバイザーに相談します。
※令和5年3月15日までに相談が完了するものを対象とします。

終了報告

相談終了後、速やかに「令和4年度 東京都広域スポーツセンター『特別アドバイザー相談事業』終了報告書」を作成し、事業団宛に送付してください。

謝金支払

提出された終了報告書を確認の上、事業団が特別アドバイザーに謝金を支払います。